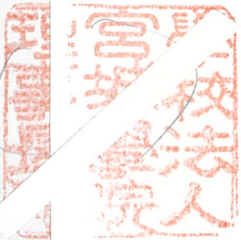




宮城学院上谷刈グラウンド整備事業
に関する変更協定書



宮城学院上谷刈グラウンド整備事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と学校法人宮城学院（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日に締結した宮城学院上谷刈グラウンド整備事業に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、甲と乙の間で、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 10 月 23 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市
代表者 市長 郡和子



乙 仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目 1 番 1 号
学校法人宮城学院
理事長 佐々木 哲夫



